

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第569号 平成25年7月1日

## ハーグ条約

「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事面に関する条約）」に加盟した場合の国内手続きを定めた「ハーグ条約実施法案（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案）」が、6月12日開催された参議院本会議において全会一致で可決、成立しました。

「ハーグ条約」は、国際結婚が破綻した夫婦間の子どもの扱いを規定しており、夫婦のどちらか一方が16歳未満の子どもを無断で国外に連れ去った場合には元の居住国に戻すことを原則としています。この条約は、1983年に発効し、米国やEU各国、韓国等89カ国が加盟しており、主要8カ国の中で日本は唯一加盟していません。

日本人の国際結婚は年々増加の傾向にあり、今では年間3万～4万組ともいわれていますが、それに合わせて国際結婚が破綻するケースも増えています。外国人と結婚した日本人妻の場合、国際結婚が破綻すると子どもを連れて帰国してしまうケースが少なくありませんので、子どもを連れて帰国した母親が「誘拐犯」として訴追されるという深刻な事態も生じています。

また、日本では離婚した場合「単独親権」しか認められていませんが、欧米諸国の場合は「共同親権」を認める例が多いといった、親権に対する認識の違いも問題を複雑にしています。

こうした事情から我が国では、欧米諸国から「子どもの連れ去り大国」と揶揄されながらも、これ迄ハーグ条約加盟に慎重な姿勢を取って来ました。

これまで外国人の相手から子どもを国外に連れ去られ、取り戻す手段がない方々にとっては日本の「ハーグ条約」加盟への期待は大きいと思いますが、一方では、夫のDVから逃れる為に子どもを連れて帰国した様な方々は、「条約加盟によって相手側から返還請求を起こされ、意に反して子どもを戻さざるを得なくなるのではないかと不安」というように、「ハーグ条約」の加盟については今日もなお国論を二分しています。

こうした中、国においては、国際結婚の破綻から子どもの取り合いを巡るトラブルが増えている事、また、欧米諸国から日本の「ハーグ条約」への加盟を強く求められている事等を踏まえ、加盟に向けた準備を進めて来たものであり、国会におい

ても本年5月に「ハーグ条約」加盟を承認しています。

この度成立した「ハーグ条約実施法」は、日本に連れて来られた子どもの返還手続き等を具体的に定めたものですが、これによって、今後、国際結婚破綻による子どもの扱いについては国際ルールにのっとった手続きが取られる事になります。しかし、実際の運用に当たっては、課題も多く指摘されています。

例えば、夫のDVから逃れる為に子を持って帰国した場合、夫のDVを証明する事がどこまで可能か疑問なしとしません。また、「ハーグ条約実施法」では、申立人（元夫）が子に対して暴力を振るう場合だけでなく、相手方（元妻）が「同居する子に著しい心理的外傷を与える」事となる暴力等を受けた事があり、相手方が子と共に帰国した場合、申立人から更に暴力等を受ける恐れがある場合には返還を拒否出来るとされています。しかし、例えば申立人の暴力が「子に著しい心的外傷を与える」事を立証するのは非常に難しいのではないかと思います。

法制審議会ハーグ条約部会委員の大谷美喜子弁護士は「各国の裁判所が個々のケースでDVを認定し、どちらの親が育てるべきかを適切に判断するだろう」と述べています（5月10日付北海道新聞）が、私は少し楽観的ではないかと感じています。

ただ、忘れてならない事は、「ハーグ条約」は、子の権利を守るという事を第1義に据えているという事です。結婚が破綻する事は当事者間の問題であり致し方ありませんが、子どもを大人の都合の犠牲にしてはなりません。

国においては、「ハーグ条約」に加盟すると決めた以上、この条約の趣旨を十分踏まえ、早急に、国際結婚が破綻し、子を持って帰国している方々、また、異国で子と引き離される不安と戦っている方々に対する国内外のサポート体制をしっかりと構築して欲しいと思います。（塾頭：吉田 洋一）